**平成２８年（フ）第１号**
沖縄県那覇市西３丁目９番５―901号　県営三重城市街地住宅
債務者　小屋敷浩三
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙田　慎介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月29日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２７年（フ）第１４５号**
沖縄県沖縄市字古謝200番地７
債務者　眞榮城守正
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　與那嶺　敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２７年（フ）第６２８号**
熊本市北区武蔵ケ丘８丁目６番87号　ムサシハイツ201号、前住所熊本市北区麻生田３丁目16番50号
債務者　中迫　博文
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古城　里美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２７年（フ）第７４８号**
仙台市太白区西多賀３丁目６番18―303号
債務者　齋藤さゆり
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　檜山　公彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２７年（フ）第３１０号**
高知県香南市野市町本村140番地29
債務者　釣井　元晴
1　決定年月日時　平成28年１月22日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　啓明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２７年（フ）第１９１号**
福岡県久留米市高良内町3791番地１　グリーンパールＡ棟101号、前住所福岡県久留米市北野町中3119番地６　クレストール北野103号
債務者　下川　和久
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋口　明男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２７年（フ）第２１９号**
福岡県久留米市東合川２丁目10番17―206号
債務者　古賀　恵子
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　賢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２７年（フ）第１２５号**
佐賀県伊万里市伊万里町乙74番地
債務者　一丸より子
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　圷　悠樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２７年（フ）第１５３号**
佐賀県鹿島市大字高津原1001番地６
債務者　田中由紀子
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　中
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月23日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２８年（フ）第６号**
佐賀県鹿島市大字森129番地
債務者　大隈美千代
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月23日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２７年（フ）第３５６号**
和歌山市湊１番地１　第２ルネみなと204号
債務者　峰　憲次
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２７年（フ）第３５８号**
和歌山市布施屋792番地１　エル布施屋103
債務者　喜多　愛美
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２７年（フ）第３５９号**
和歌山市福島566番地１　グリーンフル福島206号
債務者　豊田　晃平
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２７年（フ）第３６７号**
和歌山市本脇536番地　中村勤方、住民票上の住所和歌山市西庄1020番地
債務者　島　裕子
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２７年（フ）第３７８号**
和歌山市市小路201番地　西本住宅Ｓ－７
債務者　志場　輝也
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２７年（フ）第１０４号**
山口県宇部市大字東須恵2105番地１グリーンハイツ愛103号、従前の住所山口県宇部市浜田１丁目15番12―２号
債務者　世良　嘉祥
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
山口地方裁判所宇部支部